

23 トビクサレ材（スギ人工林 素材）の販売について

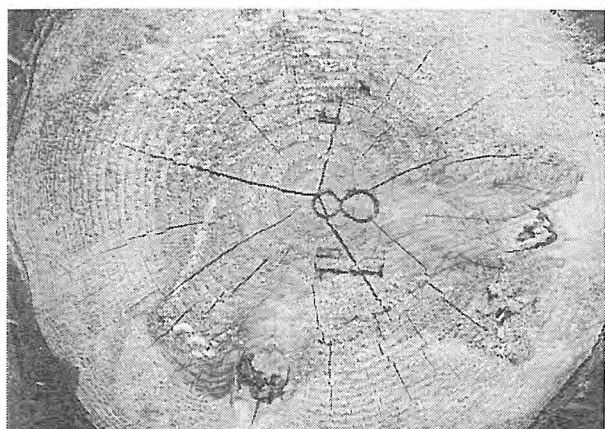
深浦営林署 ○追良瀬森林官 齋藤英昭
販売係長 宮西博

1 はじめに

深浦営林署管内は、青森県西部に位置し、管轄面積32,300HAのうち、スギ人工林面積は約6,300HAである。また、平成6年度の素材生産量約7,400 m^3 （一般材）のうちスギ素材は5,500 m^3 、74%である。

管内スギ林分には、林分によってトビクサレ被害（スギノアカネトラカミキリ被害）が見受けられるため、製品販売に当たっては、被害程度によって劣材割引をして販売せざるを得ない状況にある。

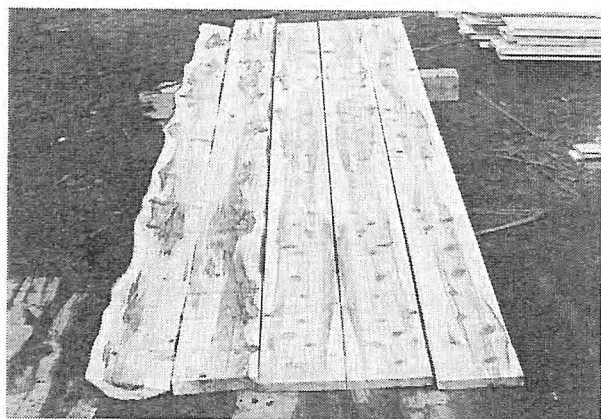
ここでは、被害状況、販売実績、劣材割引の必要性と妥当性、価格に対する影響等トビクサレ材の販売について考察したものを発表する。



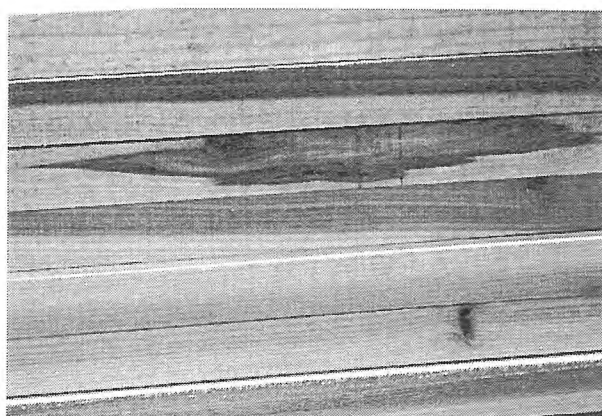
写-1 木口の状況



写-2 木口の状況



写-3 板材の状況



写-4 角材の状況

2 トビクサレ被害の状況等

今年度の伐採箇所において被害の程度を調査したところ、表-1のとおり試験木（全幹）20本、造材された定尺（3.65m）素材93本中、被害本数は48本で、本数割合で52%、材積割合で30%に達したが、28cm以上の素材（20本）には1本も被害が見られなかった。

表-1 被害程度調査結果表

試験木 (全幹材)	素材 (3.65m)					備考
	被害の有無	本数		材積		
		本	比率%	m ³	比率%	
20本	被害なし	45	48	12	70	1 28cm以上の素材には被害なし。 2 1.2m材7本
	被害あり	48	52	5	30	
	計	93	100	17	100	

注)平成6年度 伐採箇所 (50林班)

3 2箇年間の販売実績 (平成5年度~平成6年11月末現在)

我署の販売方法は山元巻立販売と概算販売の両方を公売を主として実施している。

平成5年度と平成6年11月末までの2箇年間の販売実績は表-2のとおりである。

(1) 販売材積6,790m³のうち劣材割引して販売したものは、4,170m³で61%に達している。

(2) 径級30cm以上の素材は、ほとんど無被害のため劣材割引販売はしていない。

(3) 劣材割引販売予定価格Aと同材を割引しないと仮定した場合の価格Bの差額は1,460万円となり、AのBに対する割合は89%となる。

つまり、トビクサレ材混入のため評定価格を89%に見直して販売した形となるが、価格の低下はそれほど大きいものではないと言える。

その理由として、太物の1~2,3番玉には被害がほとんど見られず、被害が現れるのは28cm以下の素材であること。また、被害の程度も著しいものが少ないことがあげられると思う。

表-2 2箇年間（H5年～H6年11月末）の販売実績

径級	販売区分	劣材販売材積 (㎡)	一般材販売材積 (㎡)	材積計 (㎡)	劣材販売 予定金額	割引しない場合の 金額	差額 (万円)
28 cm下	公売	3,030	10	3,040			
	随契	1,140	10	1,150			
30 cm 以上	公売		1,610	1,610			
	随契		990	990			
計	公売	3,030	1,620	4,650			
	随契	1,140	1,000	2,140			
総計		4,170	2,620	6,790	A	B	1460
割合		61%	39%	100%	A/B 89%		

4 劣材割引の必要性

- (1) 平成5年度にトビクサレ材が相当量混入した物件を劣材割引せずに公売に付したところ、13件中9件が不落、1件が応札なしという結果に終わった。
- (2) 同年度、劣材割引しないで概算売払をしたが、買受人からトビクサレ材が相当量混入しているとしてクレームがつき、被害材は引渡しが出来なかった。
- (3) 地元工場（3社）から聞き取り調査した結果、被害材については、その程度によって販売価格を普通材より安く販売している実態にあるということが分かった。

5 割引率の決定

地元工場からの聞き込み調査による劣材価格差は表-3のとおり、被害の程度によって小さいものは20%程度から被害の大きいものは40%程度まで価格を下げ販売せざるを得ない状況であるという結果を得た。

なお、被害の程度とは、木口面積と被害面積の比率である。

表-3 地元工場からの聞き込み調査による劣材価格差

材 長 (m)	被害の程度 (木口面積)	価 格 差	備 考
3. 6 5	1%~10%	△20%	
~	11%~20%	△30%	
4. 0 0	21%~30%	△40%	

地元工場からの聞き込み調査及び被害の実態等を踏まえ、トビクサレ材の劣材割引率は表-4の目安に基づき、

- (1) 巻立販売については、極積された素材の木口から、被害の程度と、被害量を調査し、割引率を決定した。
- (2) 概算販売については、事前に試験伐倒を行い、被害の程度と被害量を調査し、割引率を決定した。

なお、被害程度が1~5%材については、劣材割引をしていない。

我署の場合、ほとんどが被害の程度は10%以内におさまっている。

表-4 劣材割引の決定

材 長 (m)	被害の程度 (木口面積)	価 格 差	備 考
3. 6 5	6%~10%	△20%	但し、被害程度1~5%の材については、劣材割引をしないものとする。
~	11%~20%	△30%	
4. 0 0	21%~30%	△40%	

6 劣材割引の妥当性について

当署のスギ素材の公売実績は表-5のとおり

- (1) 平成5年度42件、平成6年度11月末時点で68件、計110件である。
- (2) そのうち劣材割引して公売に付したものは、平成5年度17件、平成6年度45件計62件で件数では56%になっている。
- (3) 応札価格の開差率では劣材割引したもので85~138%となっており、劣材割引をしない物件と大差はない。

表-5 公 売 結 果 表

項 目		年 度		計
		5 年 度	6 年 度 (11月末現在)	
公 売 回 数		12回	7回	19回
公 売 件 数	劣材割引なし	25件	23件	48件
	劣材割引	17件(40%)	45件(66%)	62件(56%)
	計	42件	68件	110件
開 差 率	劣材割引なし	92~112%	86~152%	86~152%
	劣材割引	85~120%	93~138%	85~138%

また、公売に付した110件のうち、落札、不落札、応札なしの内訳は図-1、図-2のとおりである。

図-1 劣材割引なしで公売に付したもの

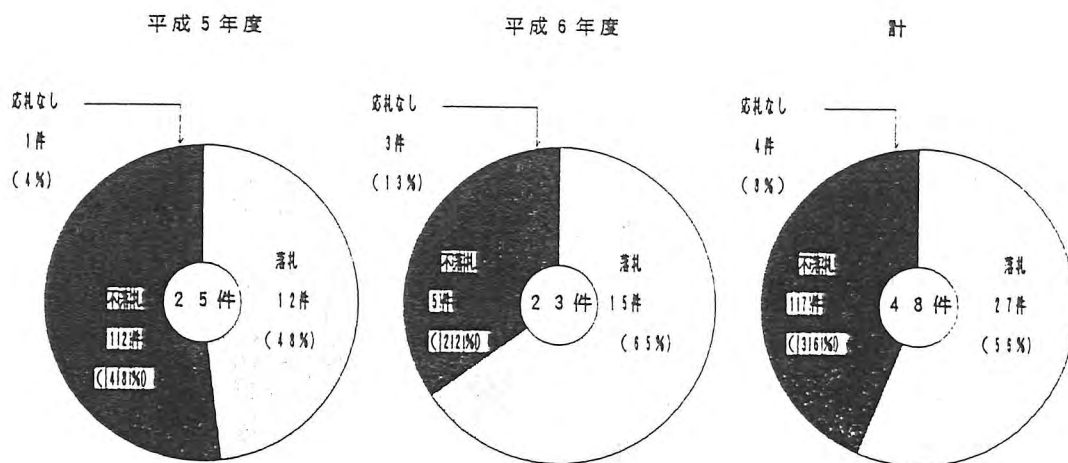
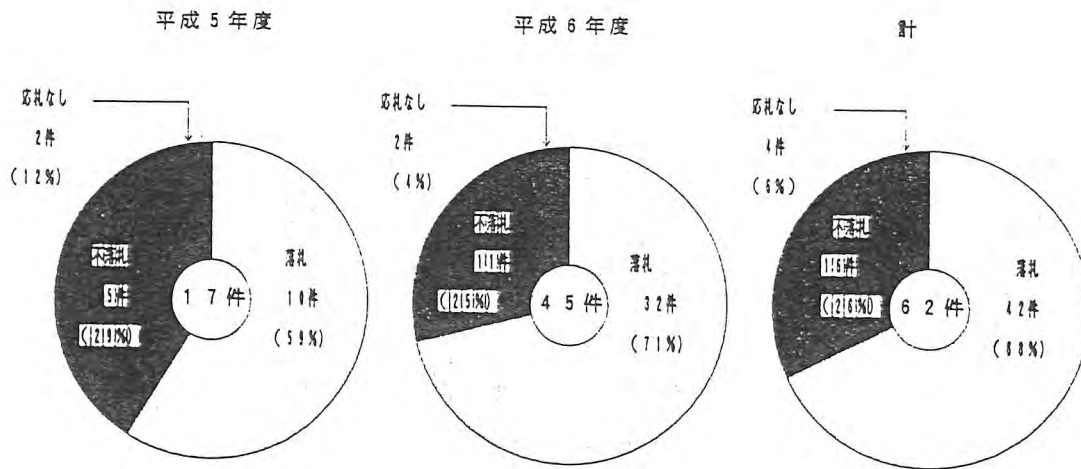


図-2

劣材割引をし公売に付したもの



図に示すとおり、劣材割引をしない物件の落札率は2箇年平均で56%、割引した物件の落札率は68%になっている。

劣材割引なしで公売に付したもののうち、平成5年度の落札率が48%と低い数値を示しているが、これはトビクサレ材が含まれているものを割引せずに公売に付した物件もあったためと思われる。

落札率の良否については市況、物件内容、需要と供給、時期等の因子で変化すると思われるが、図のとおり劣材割引をし公売に付したものの落札率は68%となっており、当署で採用した劣材割引および割引率については、現段階ではほぼ妥当であると考えている。

7 利用の実態

トビクサレ材の利用の実態について、地元工場3社、秋田県の業界1社に聞き取り調査したところ、次のような結果を得た。

- (1) 主として住宅建築用で、見えない所に使用している。用途は母屋がほとんどがであるが、桁、貫にも使用する場合がある。
また、製函材や被害の顕著な部分はチップ用に使う。
- (2) 欠点は心材の方に多く現れ、辺材には現れ方が少ないので4寸角にとれば有効的である。
- (3) 物件によっては、歩止りが悪くなるものもある。
- (4) 材の評価については、評判は良くないが、地元工務店に使用してもらっている。
- (5) 発注者にはあらかじめトビクサレ材であることを承知させた上使用している。
- (6) 市場には出せない。(返品されるか、価格が大幅ダウンする)

8 おわりに

以上申し述べたとおり、我が署のスギ林分には、その林分によりトビクサレ被害が見

られることから、被害の実態、公売結果等により被害材は劣材割引して販売せざるを得ない状況にあるが、割引率については、被害の程度を的確に把握するとともに、過去の販売実績も踏まえ、妥当性のあるものにする必要がある。

価格に対する影響は、当署の場合10%程度の低下となり、それ程大きな低下ではないと思っている。

今後の販売に当たっても、これまでの経験と考察結果を生かし、職員一体となって収入確保のため、適切な販売に努めていきたいと考えている。